刑訴予備令和５－１８肢ウ

第１　肢の結論

誤っている

第２　人の着用しているズボンのポケットの中を捜索するために必要な令状

１　問題の所在

捜査機関が人の着用しているズボンのポケットの中を捜索して物を差し押さえるには，どの令状が必要か。捜索差押許可状（２１８条）のほか，身体検査令状の発布も必要か問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

捜索差押許可状のみで足りる。ズボン内のポケットの中の捜索は，必要な処分（２２２条１項，１１１条１項）で行うことができる。

したがって，身体検査令状の発布を受ける必要があるとする肢は，誤り。

（２）理由

確かに，人の着用しているズボンのポケットの中は，身体と密接に関わる部分である。

実際に，見つけている物は，身体にあるもので，捜索場所にあるものではないとも考えられる。そこで，捜索差押場所などを明示した，捜索差押許可状（２１９条）では，人の着用しているズボンのポケットの中を捜索できないようにも思える。

しかし，不当である。

仮にできないとすると，①捜査機関としては，新たに身体検査令状の発布の手続を要する，もしくは，②見つける物の捜索にも対応できるよう，身体検査令状も事前に取っておく必要がでてきてしまう。

これらの対応を要求することは，現実的ではない。なぜなら，①新たな手続きを要求するとその間に証拠隠滅などの恐れがあり，証拠保全の目的が達成されない，②将来に備えて，身体検査令状もとっておくことを要求するのは，手続が重くなると考えるからである。したがって，捜索差押許可状で対応できるとする必要がある。

身体検査令状を捜索差押許可状と別に設けたのは，身体を捜索することは，個人の人権への制約の程度が，場所などよりも大きくなるからである（人格権など）。そのために，別途，令状審査を要した趣旨である。ズボンのポケットの場合，身体への影響は，間接的であり軽微である，身体に直接触れていない。よって，この場合にまで，身体検査令状を要した趣旨ではない。したがって，身体検査令状は不要と解する。

本件の場合，捜査差押許可状の発布の中で想定される，必要な処分で行うことできると解するのが相当である。

以上